彩の国さいたま

埼玉県 SAITAMA PREFECTURE

障害者の福祉ガイド

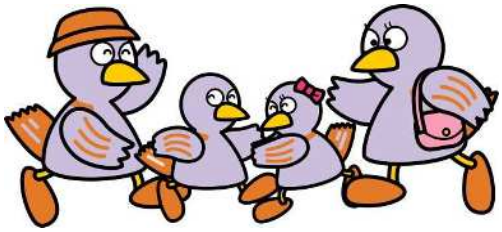

埼玉県マスコット　コバトン

令和５年４月版

埼玉県福祉部障害者福祉推進課

（裏表紙）障害程度別該当サービス等一覧　　※この一覧はあくまでも目安です。詳しくは各サービス等の窓口にお問い合わせください。

障害種別＼制度			医療の給付				日常生活支援		住宅		行動範囲の拡大			社会活動の助長			手当・年金等				
			自立支援医療																		
			育成医療	更生医療	精神通院医療	重度心身障害者医療費助成	補装具	日常生活用具	重度障害者居宅改善整備	県営住宅入居の優遇	福祉タクシー利用料金の助成	運転免許取得費用の助成	自動車改造費用の助成	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	盲ろう者通訳・介助員の派遣	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	在宅重度心身障害者手当	心身障害者扶養共済制度
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	○		○	△			○						△	○	○		○	○
		2	○	○		○	△			○						△	○	△		○	○
		3	○	○		○	△			○							○				○
		4	○	○			△			○											
		5	○	○			△														
		6	○	○			△														
	聴覚・平衡機能障害	2	○	○		○	△			○				○	○	△	○	△		○	○
		3	○	○		○	△			○				○	○	△	○				○
		4	○	○			△			○				○	○						
		5	○	○			△							○	○						
		6	○	○			△							○	○						
	音声・言語機能障害	3	○	○		○	△			○							○				○
		4	○	○		△	△			○							△				
	肢体不自由	1	○	○		○	△		△	○							○	○	△	○	○
		2	○	○		○	△		△	○							○	△		○	○
		3	○	○		○	△			○							○				○
		4	○	○		△	△			○							△				
		5	○	○			△														
		6	○	○			△														
	内部障害	1	○	○		○	△			○							○	○	△	○	○
		2	○	○		○	△			○							○			○	○
		3	○	○		○	△			○							○				○
		4	○	○			△			○											
療育手帳	最重度 Ⓐ					○				○							○	○	△	○	○
	重度 A					○				○							○			○	○
	中度 B					○				○							○				○
	軽度 C																				○
精神障害者保健福祉手帳	1級				○	○				○							○	△	△	○	○
	2級				○	△				○							○				○
	3級				○																△
所得に応じた自己負担有○			○	○	○		○	○	○	○		○	○								○
所得制限の有○			○	○	○	○※	○	○	○	○	△	△	△				○	○	○	○	
ページ			18	19	18	18	28	29	30	31	38	39	39	41	41	41	59	59	59	60	60
備考			18歳未満			△は65歳以上の高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に該当の認定を受けた者。障害者手帳交付日の年齢が65歳未満であること。（平成26年12月31日までに受給資格があった者は年齢要件なし）※平成31年1月1日から新規申請者を対象に所得制限を導入。全体には令和4年10月1日から）		市町村により、対象者、品目等が異なる	主に、下肢又は体幹に障害を有する方		市町村により、対象者、配布枚数等が異なる。	市町村により、対象者等が異なる。	市町村により、対象者等が異なる。			視覚と聴覚の障害が重複している方	精神障害等その他同程度の障害のある方		国民年金1級相当の障害が重複する方		その他精神障害、特定疾患、難病などの方

障害種別 ＼ 制度			手当・年金等				税金・公共料金												
			障害基礎年金	障害厚生年金	障害手当金	児童扶養手当	所得税の障害者控除	住民税の障害者控除	相続税の障害者控除	自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免	運賃の割引				有料道路通行料金の割引	NHK放送受信料の免除		NTT無料番号案内	携帯電話基本使用料等の割引
											JR	バス	タクシー	国内航空					
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○
		2	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○
		3	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○
		4	△	○			○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	△	○	○
		5		△			○	○	○		○	○	○	○	○	△	△	○	○
		6			△		○	○	○		○	○	○	○	○	△	△	○	○
	聴覚・平衡機能障害	2	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○
		3	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○
		4	△	○			○	○	○		○	○	○	○	○	△	△	○	○
		5		△	△		○	○	○		○	○	○	○	○	△	△	○	○
		6		△	△		○	○	○		○	○	○	○	○	△	△	○	○
	音声・言語機能障害	3	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			○
		4	△	○			○	○	○		○	○	○	○	○	△			○
	肢体不自由	1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		○
		2	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		○
		3	△	○		△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			○
		4	△	△			○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			○
		5			△		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			○
		6			△		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			○
	内部障害	1	△	△		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		○
		2	△	△		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		○
		3	△	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○
		4		△			○	○	○		○	○	○	○	○	△			○
療育手帳	最重度 Ⓐ		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		○
	重度 A		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		○
	中度 B		△				○	○	○		○	○	○	○		△			○
	軽度 C						○	○	○		○	○	○	○		△			○
精神障害者保健福祉手帳	1級		○	○		△	○	○	○	△		○		△		△	△		○
	2級		○	○			○	○	○			○		△		△			○
	3級		△	△			○	○	○			○		△		△			○
所得に応じた自己負担有○																			
所得制限の有○			○			○										○			
ページ			61	62	62	63	63	64	64	66	67	69	69	69	70	71	71	72	72
備考					軽度の障害がある方	父（又は母）が障害のある場合の父（又は母）の障害の程度								各航空会社により異なる。		低所得世帯全額免除	世帯主かつ契約者は半額免除		

ごあんない

１　本書の内容は特に記載のない限り令和５年４月１日現在のものです。

２　各福祉サービス制度の内容については、国や県の制度を中心に簡潔に記載しています。詳しい内容については、直接担当窓口等におたずねください。

３　県内の市町村では本書の内容とは違って、それぞれ独自の事業を実施しているところ、あるいは、事業を実施していないところもありますのでご注意ください。

４　所在地、電話番号などについては、できるだけ最新のものを掲載していますが、編集時以降に変更等される場合がありますのでご注意ください。

５　障害者福祉施設や障害者福祉サービス事業者の名簿については、県のホームページでご確認くださるようお願いします。

目　　次

1　障害者手帳制度

ア　身体障害者手帳　・・・・・・・・・　1
イ　療育手帳　・・・・・・・・・・・・　1
ウ　精神障害者保健福祉手帳　・・・・　1

2　相談支援

（１）生活相談・援護の窓口

ア　市役所・町村役場　・・・・・・・・　2
イ　県福祉事務所　・・・・・・・・・・　2
ウ　保健所　・・・・・・・・・・・・・　2
エ　児童相談所　・・・・・・・・・・・　2
オ　埼玉県総合ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ　・・・　2
カ　埼玉県立精神保健福祉センター　・　4
キ　埼玉県精神科救急情報センター　・　4
ク　埼玉県立小児医療センター　・・・　5
ケ　相談支援事業　・・・・・・・・・・　6
コ　埼玉県発達障害総合支援センター　6
サ　埼玉県発達障害者支援センター
　「まほろば」　・・・・・・・・・・　6
シ　権利擁護センター　・・・・・・・・　6
ス　埼玉県運営適正化委員会　・・・・　7
セ　民生委員・児童委員、主任児童委員・　7
ソ　身体障害者相談員・知的障害者相談員　7
タ　埼玉県障害者歯科相談医　・・・・　7
チ　埼玉県障害者交流センター　・・・　8
ツ　埼玉県難病相談支援センター　・・　8
テ　埼玉県聴覚障害児支援センター・・　8
ト　埼玉県医療的ケア児等支援センター・
　地域センター・・・・・・・・・・・　9

（２）教育相談の窓口

ア　市町村教育委員会　・・・・・・・・　9
イ　埼玉県立総合教育センター　・・・　10

（３）職業相談・職業紹介の窓口

ア　公共職業安定所（ハローワーク）・　10
イ　埼玉障害者職業センター　・・・・　10
ウ　市町村障害者就労支援センター　・　10
エ　障害者就業・生活支援センター　・　13
オ　埼玉県障害者雇用総合
　サポートセンター　・・・・・・・・・　13
カ　発達障害者就労支援センター　・・　14
キ　独立行政法人　高齢・障害・求職者
　雇用支援機構埼玉支部　・・・・・　14

（４）その他の相談窓口

ア　社会福祉協議会　・・・・・・・・・　14
イ　聴覚障害者相談員　・・・・・・・・　15
ウ　身体障害者結婚相談員　・・・・・　15
エ　身体障害者補助犬相談窓口　・・・　15
オ　心をつなぐ家族電話相談　・・・・　15
カ　ポプリおしゃべり電話相談　・・・　15
キ　高次脳機能障害ピア・カウンセリング 16
ク　認知症電話相談　・・・・・・・・・　16

（５）緊急時（事件・事故）の連絡先

ア　メール１１０番　・・・・・・・・・　16
イ　ファックス１１０番　・・・・・・・　16

3　医　療

（１）児童のための医療

ア　未熟児養育医療の給付　・・・・・　17
イ　乳幼児医療費助成制度　・・・・・　17
ウ　小児慢性特定疾病医療費の支給　・　17
エ　自立支援医療費（育成医療）の給付　18
オ　結核児童のための療育の給付　・・　18

（２）児童と成人のための医療

ア　重度心身障害者医療費助成制度　・　18
イ　自立支援医療（精神通院医療）の
　給付　・・・・・・・・・・・・・・　18

（３）成人のための医療

ア　自立支援医療費（更生医療）の給付　19
イ　指定難病等医療費給付　・・・・・　19
ウ　先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付　24
エ　結核医療費の公費負担　・・・・・　24

（４）障害者等歯科診療　・・・・・・　24

（５）発達障害児のための診療・療育

ア　中核発達支援センター　・・・・・　27

目　　次

イ 地域療育センター ・・・・・・・・ 27

4 日常生活の支援

（１）補装具・日常生活用具

ア 補装具費の支給 ・・・・・・・・・ 28
イ 日常生活用具の給付・貸与 ・・・ 28
ウ 車いすの無料貸出 ・・・・・・・ 28
エ 情報提供機器等の貸出 ・・・・・ 29
オ 介護すまいる館 ・・・・・・・・ 29

（２）機能回復・生活訓練

ア 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 29
イ 自立生活援助 ・・・・・・・・・・ 29
ウ 児童発達支援 ・・・・・・・・・・ 29
エ 放課後等デイサービス ・・・・・ 29
オ 保育所等訪問支援 ・・・・・・・ 30
カ 聴能訓練 ・・・・・・・・・・・ 30
キ 障害者生活訓練 ・・・・・・・・ 30
ク 音声機能障害者発声訓練 ・・・・ 30

（３）住宅（住まい）

ア 重度障害者居宅改善整備費補助 ・ 30
イ 県営住宅の入居の優遇 ・・・・・ 31
ウ 県営住宅の家賃減額 ・・・・・・ 31
エ グループホーム、生活ホーム ・・ 31
オ ＵＲ都市機構障害者向け優遇制度等 31

（４）日中活動

ア 地域活動支援センター ・・・・・ 33

（５）在宅支援

ア 短期入所(ショートステイ) ・・・ 33
イ 居宅介護(ホームヘルプ) ・・・・ 33
ウ 重度訪問介護 ・・・・・・・・・ 33
エ 同行援護 ・・・・・・・・・・・ 34
オ 行動援護 ・・・・・・・・・・・ 34
カ 訪問入浴サービス ・・・・・・・ 34
キ 障害児(者)生活サポート事業 ・・ 34
ク 住民参加型在宅福祉サービス ・・ 34
ケ 福祉サービスの利用援助
（あんしんサポートねっと） ・・・ 34
コ 成年後見制度 ・・・・・・・・・ 35
サ 全身性障害者介助人派遣事業 ・・ 36

5 社会参加

（１）行動範囲の拡大

ア リフト付大型バス 「おおぞら号」の
運行 ・・・・・・・・・・・・・・ 38
イ 福祉タクシー利用料金助成 ・・・ 38
ウ 駐車禁止適用除外 ・・・・・・・ 38
エ 安全運転相談 ・・・・・・・・・ 38
オ 運転免許取得費用の補助 ・・・・ 39
カ 自動車改造費用の助成 ・・・・・ 39
キ 自動車購入・改造費用の貸付 ・・ 39
ク 身体障害者補助犬の給付 ・・・・ 39
ケ 移動支援事業 ・・・・・・・・・ 39
コ 福祉有償運送 ・・・・・・・・・ 40
サ 埼玉県思いやり駐車場制度
（パーキング・パーミット制度）・ 40

（２）社会活動の助長・援助

ア 手話通訳者の派遣 ・・・・・・・ 41
イ 要約筆記者の派遣 ・・・・・・・ 41
ウ 盲ろう者通訳・介助員の派遣 ・・ 41
エ 難聴者・中途失聴者手話講習会 ・ 41
オ 県政広報テレビ番組の手話通訳 ・ 42
カ「彩の国だより」点字版・デイジー
版の発行・配布 ・・・・・・・・ 42
キ 県ホームページの音声読み上げ機能 42
ク 県議会本会議等の傍聴の手話通訳等 42
ケ 県議会ライブ中継・録画中継の手話
通訳 ・・・・・・・・・・・・・・ 42
コ テレビの県議会広報番組・議会中継
の手話通訳 ・・・・・・・・・・ 42
サ「県議会だより」点字版・ デイジー版
の発行 ・・・・・・・・・・・・・ 43
シ「音声コード」付き県議会広報用パン
フレットの発行 ・・・・・・・・ 43
ス 録音図書・点字図書の貸出し、対面
朗読など ・・・・・・・・・・・ 43
セ 点字による即時情報ネットワーク・ 44
ソ 公の施設の使用料等の減免 ・・・ 44
タ パラスポーツ・レクリエーション教室 ・ 46

目　　次

チ オストメイト社会適応訓練　・・・　46
ツ 障害者ＩＴサポートセンター　・・　46
テ 障害者パソコン教室　・・・・・・　47

ト 県パラスポーツ大会
（彩の国ふれあいピック）・・・・　47
ナ 障害者アート　・・・・・・・・・・　47

（３）投票
ア 郵便による不在者投票　・・・・・　47
イ 点字による投票　・・・・・・・・・　48
ウ 代理投票　・・・・・・・・・・・・　48

6 就労

（１）就労のための訓練等
ア 就労訓練等　・・・・・・・・・・・　49
イ 障害者職業能力開発校　・・・・・　49
ウ 県立職業能力開発センター・県立
高等技術専門校　・・・・・・・・・　49
エ 障害者対象委託職業訓練　・・・・　50
オ トライアル雇用助成金
（障害者トライアルコース）　・・　50
カ 短期の職場適応訓練　・・・・・・　50
キ トライアル雇用助成金
（障害者短時間トライアルコース）・　51

（２）就職をすすめるために
ア 就職資金の貸付　・・・・・・・・・　51
イ たばこ小売販売業の許可　・・・・　51
ウ 公共施設における売店の設置　・・　51

（３）障害者を雇用する事業主への雇用助成措置
ア 特定求職者雇用開発助成金
（特定就職困難者コース）　・・・　51
イ 特定求職者雇用開発助成金
（発達障害者・難治性疾患患者
雇用開発コース）　・・・・・・　52
ウ キャリアアップ助成金
（障害者正社員化コース）　・・・・　52
エ 障害者雇用率について　・・・・・　53
オ 障害者雇用納付金の申告・納付　・　53
カ 障害者雇用納付金制度による助成
金等　・・・・・・・・・・・・・・　55

7 経済的支援

（１）手当・年金等
ア 特別児童扶養手当　・・・・・・・　59
イ 障害児福祉手当　・・・・・・・・・　59
ウ 特別障害者手当　・・・・・・・・・　59
エ 在宅重度心身障害者手当　・・・・　60
オ 心身障害者扶養共済制度　・・・・　60
カ 障害基礎年金　・・・・・・・・・・　61
キ 障害厚生年金・障害手当金　・・・　62
ク 特別障害給付金　・・・・・・・・・　62
ケ 児童扶養手当　・・・・・・・・・・　63

（２）税の控除・非課税・減免
ア 所得税の障害者控除　・・・・・・　63
イ 住民税の障害者控除・非課税　・・　64
ウ 利子所得等の非課税　・・・・・・　64
エ 相続税の障害者控除　・・・・・・　64
オ 相続税の非課税　・・・・・・・・・　65
カ 贈与税の非課税　・・・・・・・・・　65
キ 消費税の非課税　・・・・・・・・・　65
ク 個人事業税の非課税　・・・・・・　66
ケ 自動車税（環境性能割・種別割）
・軽自動車税（環境性能割）の減免　66
コ 軽自動車税（種別割）の減免　・・　67
サ ゴルフ場利用税の非課税　・・・・　67

（３）公共料金の割引
ア ＪＲ運賃の割引　・・・・・・・・・　67
イ バス運賃の割引　・・・・・・・・・　69
ウ 国内航空運賃の割引　・・・・・・　69
エ タクシー運賃の割引　・・・・・・　69
オ 有料道路通行料金の割引　・・・・　70
カ フェリー運賃の割引　・・・・・・　71
キ ＮＨＫ放送受信料の減免　・・・・　71
ク 郵便物の減額及び無料扱い　・・・　71
ケ 青い鳥郵便葉書の無償配布　・・・　72
コ ＮＴＴ番号案内の料金免除　・・・　72
サ 携帯電話基本使用料等の割引　・・　72

目　　次

（４）各種資金の貸付・給付
ア　埼玉県障害者福祉資金　・・・・・　72
イ　生活福祉資金　・・・・・・・・・・　73
ウ　福祉資金　・・・・・・・・・・・・　73
エ　勤労者支援資金　・・・・・・・・・　73
オ　交通事故被害者等に対する支援　・　74

8　障害者の自立支援

（１）障害者自立支援法の概要　・・・　77

（２）福祉サービスの体系
ア　障害福祉サービス等の一覧　・・・　77
イ　地域生活支援事業　・・・・・・・　79

（３）利用の手続き（支給決定までの流れ）
ア　介護給付を希望する場合　・・・・　80
イ　訓練等給付を希望する場合　・・・　81

（４）利用者負担について　・・・・・・　82

（５）自立支援医療
ア　自立支援医療費の支給　・・・・・　82
イ　自立支援医療の利用者負担と軽減措置　83
ウ　自立支援医療における利用者負担の
　　基本的な枠組み　・・・・・・・・・　83

（６）補装具の制度
ア　補装具費の支給　・・・・・・・・・　84
イ　補装具費の支給の仕組み　・・・・　84
ウ　補装具費支給制度の利用者負担　・　84
エ　補装具費の借受け制度　・・・・・　85

（７）障害児施設の利用者負担　・・・　85

9　介護保険制度

（１）介護保険の対象者
ア　介護保険加入者　・・・・・・・・・　86
イ　サービスの対象者　・・・・・・・・　86

（２）介護保険で利用できるサービス・　87

（３）介護認定
ア　要介護認定申請　・・・・・・・・・　88
イ　要介護認定　・・・・・・・・・・・　88

（４）介護サービスの利用者負担　・・　88

（５）介護保険料
ア　６５歳以上の方（第１号被保険者）　89
イ　４０歳以上６５歳未満の医療保険に
　　加入している方（第２号被保険者）　89

10　教　育

**（１）特別支援学級と通級指導教室による
　　指導**
ア　特別支援学級における教育　・・・・　90
イ　通級指導教室における教育　・・・・　91

（２）特別支援学校と訪問教育
ア　特別支援学校　・・・・・・・・・・・　92
イ　訪問教育　・・・・・・・・・・・・・　93

（３）就学奨励費の支給　・・・・・・・・　93

（４）就学前の教育等
ア　特別支援学校幼稚部　・・・・・・・・　94
イ　埼玉県私立幼稚園特別支援教育費補助　95
ウ　障害児の保育　・・・・・・・・・・・　95
エ　障害児の放課後児童健全育成事業・・・　95

目　　次

11　NPO・ボランティア活動

ア　NPO・ボランティア活動とは　・・・　96
イ　手話通訳者の養成　・・・・・・・・　98
ウ　要約筆記者の養成　・・・・・・・・　98
エ　朗読奉仕員の養成　・・・・・・・・　98
オ　点訳奉仕員の養成　・・・・・・・・　98
カ　盲ろう者向け通訳・介助員の養成　99
キ　障害者スポーツ指導員の養成　・・　99
ク　県内ボランティアセンター等一覧　100

12　埼玉県の障害者の現状について

（１）身体障害者　・・・・・・・・・・　102
（２）知的障害者　・・・・・・・・・・　102
（３）精神障害者　・・・・・・・・・・　102
（４）手帳所持者数の推移　・・・・　103

13　障害程度

（１）身体障害者程度等級表　・・・・　107
（２）知的障害者障害の程度　・・・・　114
（３）精神障害者保健福祉手帳障害等級　114

14　障害者差別の解消

（１）障害者差別解消法　・・・・・・　115
（２）相談窓口　・・・・・・・・・・　115

15　障害者虐待の防止

（１）障害者虐待防止法　・・・・・・　120
（２）障害者虐待とは　・・・・・・・　120
（３）通報先　・・・・・・・・・・　121
（４）埼玉県虐待禁止条例　・・・・・　121

16　障害者のための福祉施設

（１）障害児のための福祉施設
ア　障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）　・　122
イ　福祉型障害児入所施設　・・・・・　122
ウ　医療型障害児入所施設　・・・・・　122

（２）障害者総合支援法に基づく福祉施設等
ア　障害福祉サービス事業所（通所）・　122
イ　障害者支援施設（入所）　・・・・　122
ウ　地域活動支援センター　・・・・・　122

（３）その他の施設
ア　身体障害者福祉センター（Ａ型）・　123
イ　身体障害者福祉センター（Ｂ型）・　123
ウ　地域福祉センター　・・・・・・・　123
エ　障害者更生センター（埼玉県伊豆潮風館）　・・・・・　123
オ　点字図書館（視覚障害者情報提供施設）　・・　123
カ　聴覚障害者情報提供施設（埼玉聴覚障害者情報センター）・　123
キ　盲人ホーム　・・・・・・・・・・　124
コ　生活ホーム　・・・・・・・・・・　124

17　関係機関一覧

（１）市部の関係機関一覧　・・・・・　125
（２）町・村部の関係機関一覧　・・・　129
（３）県内関係機関一覧
ア　福祉事務所　・・・・・・・・・・　131
イ　保健所　・・・・・・・・・・・・　132
ウ　児童相談所　・・・・・・・・・・・133
エ　身体障害者・知的障害者更生相談所　133
オ　埼玉県虐待通報ダイヤル　・・・・　133
カ　年金事務所・年金相談センター・ねんきんダイヤル・予約専用電話・　133
キ　ハローワーク（公共職業安定所）・　134
ク　県税事務所　・・・・・・・・・・　134
ケ　自動車税事務所　・・・・・・・・　135
コ　税務署　・・・・・・・・・・・・　135

目　　次

サ 警察署 ・・・・・・・・・・・・・ 136
シ ＮＨＫ受信料窓口 ・・・・・・・・ 137

（４）特別支援学校一覧
ア 視覚障害 ・・・・・・・・・・・・ 137
イ 聴覚障害 ・・・・・・・・・・・・ 137
ウ 病弱 ・・・・・・・・・・・・・・ 137
エ 知的障害 ・・・・・・・・・・・・ 137
オ 肢体不自由 ・・・・・・・・・・・ 140

18 さくいん

さくいん ・・・・・・・・・・・・・ 141